

各 位

一般社団法人
沖縄県介護支援専門員協会
会 長 高 良 清 健
(公 印 省 略)

令和3年度沖縄県介護支援専門員「専門研修課程Ⅱ」開催について（ご案内）

貴職には、日頃より介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。
みだしの研修について、沖縄県より介護支援専門員資質向上研修事業を受託し、当協会にて実施いたしますのでご案内申し上げます。

つきましては、(別紙1) 令和3年度沖縄県介護支援専門員「専門研修課程Ⅱ」開催要項のとおり募集いたしますので、下記をご確認のうえ、当協会ホームページより申込期日までにお申し込みください。

記

| | |
|----|---|
| 1 | (別紙1) 開催要項 |
| 2 | (別紙2) 研修プログラム |
| 3 | (別紙3-1) 【重要】令和3年度 更新研修受講のための確認フローチャート |
| 4 | (別紙3-2) 介護支援専門員の研修体系 《沖縄県版》 |
| 5 | (別紙4-1) 「令和2年度介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について(通知)」 |
| 6 | (別紙4-2) 「令和2年度介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について(再通知)」 |
| 7 | (別紙5) <u>3訂</u> / 介護支援専門員研修テキストのご案内 |
| 8 | (参考) (別添1) 事例の作成・提出について |
| 9 | (参考) (別添2) 事例演習シート/提出事例について |
| 10 | 「受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)」 ⇒ https://www.okicare.jp/node/629 |
| 11 | 申込期日: 令和3年6月28日(月) 必着 ※期日厳守 |
| 12 | 《 今回の研修についての注意事項 》 本研修につきましては、今般の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、各自でご準備いただいたパソコン又はタブレットを使用し、全ての科目について、『Zoom』機能を活用した「オンライン研修」を予定しております。オンライン研修におきましては、今後の新型コロナウイルスの影響により、日程等について急な変更がある可能性がありますことをご留意いただきますようお願い申し上げます。 何卒、ご理解・ご了承のうえ、お申込みよろしくようお願い申し上げます。 |

【お申込QRコード】
こちらからもお申込みできます。



以 上

《連絡先》

沖縄県介護支援専門員協会 事務局
〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター東棟3階309号室
TEL: 098-887-4833 FAX: 098-887-4834
E-mail: 2-1senmon@okicare.jp

1. 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

次の(1)から(3)すべての要件を満たしている者とする。

| | |
|-----|--|
| (1) | 研修課程をすべて受講できる。 |
| (2) | 次の <u>要件①②③のいずれか</u> に該当する者。 ①介護支援専門員として実務に従事している者で、前回の有効期間満了日から実務経験3年以上の者。(研修初日の前日(見込み)で算定してください) (注1) 令和5年(2023年)1月1日以降に有効期間が満了になる方で、3年以上の実務経験を満たす予定(見込)の方は、「(様式1)実務経験証明書(法人代表者の押印必須)」をご提出いただきます。 ②介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年未満に満了する者であり、介護支援専門員として実務に従事している者、又は従事していた経験を有する者。 (令和4(2022)年12月31日以内に有効期間が満了する方は、実務経験3年未満でも対象になります。) ③「令和2年度介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について」の中止通知に伴う介護支援専門員資格の特例措置対象者。 ※(別紙4-1)及び(別紙4-2)参照。 |
| (3) | 実践事例を提出することができる。(※メール及び郵送での提出となります。) (注1) 実践事例の提出様式は、エクセルデータ等になります。作成・提出のための、 <u>パソコン・インターネット環境の整備</u> が必須です。受講決定通知と併せて、様式や提出期日の案内をいたします。 (注2) 演習は事例を中心とした研修のため、提出できない場合は受講の対象となりませんので、ご注意ください。 |

※上記有効期間は、現在お持ちの介護支援専門員証に記載されている有効期間を指します。

3. 受講申込み・手続き

(1) 期日までに、以下①~④の手順に沿ってお申込みください。

| | |
|--|--|
| ①右記 QR コードからお申込みできます。又は当協会ホームページより、「令和3年度介護支援専門員『専門研修課程Ⅱ』の開催について」からお申込みください。 URL ⇒ https://www.okicare.jp/node/629 |  |
| ②「受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)」をクリックいただき順番に入力する。 | |
| ③入力後「送信」ボタンを押せば申込みは完了です。 | |
| ④「申込受付完了」メールが届きます。入力内容も記載されておりますので、お間違いがないかご確認をお願いします。 (メールアドレスの誤記入がないようにお願いします。) | |
| ※迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている場合、メールが正しく届かないことがございます。ドメイン「@okicare.jp」「okicare@gmail.com」を受信できるように設定してください。 | |

4. 定員

200名（申込者が定員を超えた場合は、沖縄県と協議のうえ受講者を決定いたします。）

5. 申込期日

令和3年6月28日（月）必着 ※期日厳守

※必ず受講希望者本人がGoogleフォームにてお申込みください。

6. 研修日程・場所

| 日程 | 日付 | その他・注意等 |
|----------|--------------------|--|
| プレ研修 | 2021年8月3日（火） | （※1）研修全体の所要時間 37.0時間（予定） （※2）詳細は、「別紙2） 研修プログラム」を 参照してください。 |
| 事前動画視聴期間 | 2021年8月5日（木）～9日（月） | |
| 1日目 | 2021年8月12日（木） | |
| 2日目 | 2021年8月13日（金） | |
| 3日目 | 2021年8月18日（水） | |
| 4日目 | 2021年8月19日（木） | |
| 5日目 | 2021年9月14日（火） | |
| 6日目 | 2021年9月15日（水） | |
| 7日目 | 2021年9月16日（木） | |

7. 受講場所

ご自宅や勤務先等。

（Zoomを活用したオンライン研修のため、各自、職場や自宅など研修場所の確保をお願いします。）

8. 受講者の決定について

| | |
|-----|---|
| (1) | 受講申込の内容を確認のうえ受講を決定し、受講決定通知を E-mailにて通知いたします。 （郵送での通知はいたしかねます。） |
| | 提出書類（実践事例の提出様式等）は、受講決定通知にてご案内いたします。 ※実践事例の提出ができない場合は受講の対象となりませんので、ご注意ください。 |
| | 令和3年7月5日（月） までに受講決定通知が届いていない場合は、「14. 実施主体・問合せ先」まで E-mail又はFAX にてご連絡ください。 |
| (2) | 申込者が定員を超えた場合には、会場の状況や申込内容を踏まえ、沖縄県と協議のうえ受講者を決定いたします。個別で連絡・調整させていただくこともございます。 （例1）令和4年（2022年）12月31日までに介護支援専門員証の有効期間が満了になる者 （例2）今後、管理者として配置される予定がある。もしくは、現在、管理者として配置されている。 （例3）令和5年（2023年）12月31日までに介護支援専門員証の有効期間が満了になる者。 （例4）申込受付順 |

※上記有効期間は、現在お持ちの介護支援専門員証に記載されている有効期間を指します。

※優先順位については「16. 申込・受講に関するQ&A」も併せてご確認ください。

9. 受講料

20,000 円 (詳しい納付方法は、受講票送付時にお知らせします。)

10. テキストの準備・購入方法 ※ (別紙5) をご参照ください。

テキスト代：税込 4,400 円 (定価 4,000 円) ※2 訂から 3 訂へ改定となりました。

※受講者個人により日本介護支援専門員協会へご注文願います。

11. 申込から受講までの流れ(参考)

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 【申込】 6/28 (月) ※必着 | ※「3. 受講申込み・手続き (1)」を確認 ・「受講申込入力フォーム (Googleフォーム)」にて申込む。 |
| 2 | 【受講準備期間①】 申込 ~ 受講決定まで | ※実践事例の準備 ・受講決定したら、実践事例の提出が必要です。 ・決定後、すぐに提出できるように、事例に関わる方へ説明・同意を得ておく。 |
| 3 | 【受講準備期間②】 申込 ~ 受講決定まで | ※メールは常に確認する。 ・申込受付に関するメールや、受講決定通知が来ていないか、メールはこまめに確認する。 ・申込受付に関するメールは、申込時に自動配信されます。申込の際にはメールアドレスの誤入力にお気を付けください。 ・受講決定通知は、7/5 (月) までにメールにて通知予定です。 ※指定された日までにメールが届いていない場合は、「15. 実施主体・問合せ先」に問い合わせる。 |
| 4 | 【受講決定】 7/5 (月) ↓↓受講決定者↓↓ | ※メールにて受講決定通知を確認する。 ①受講票の氏名・生年月日・登録番号などの確認をする。 ②提出・準備物 (準備していた実践事例の提出書類、テキストの準備、オンライン研修受講の準備、受講料の納付方法) などを確認し、対応する。 ④提出物の提出方法・期日の確認 |
| 5 | 【実践事例などの提出】 7/16 (金) 必着予定 | ・受講決定通知や、実践事例の提出様式や提出方法を確認し、準備していた事例を期日までに提出する。 ・提出方法・提出部数も確認する。 ・その他「同意書」や「受講料納付書」、「返信用封筒」など、指定された提出物を期日までに提出する。 |
| 6 | 【テキストの準備】 7/31 (土) までを目途 | ※「10. テキストの準備・購入方法」を確認。 ・研修が開始するまでに、テキストを準備する。 ※各自で日本介護支援専門員協会へご注文願います。 |
| 7 | Zoom 操作等の自己学習 (※重要) | ・オンラインツール「Zoom」を活用して研修が進められます。Zoom の操作方法等については、各自でも事前に自己学習をお願いします。 |
| 8 | 【プレ研修】 8/3 (火) | ※受講必須。 ・オンライン開催に伴い、研修受講の流れや受講確認などについて説明します。 |
| 9 | 【研修期間中】 | ・研修期間中においても、課題やレポート、必要な準備物等の案内をすることがあります。 ・指定された期日までにご対応ください。 |

12. 修了証明書について

全課程を修了した者に、沖縄県知事より修了証明書を交付します。

13. その他(注意事項)

- (1) 全課程を修了した方については、修了証明書が交付されます。なお、原則として遅刻、早退は認められませんのでご注意ください。
- (2) 本研修は、Zoom を活用してのオンライン研修となります。適宜、休憩等を取り入れますので、中途退席のないようにお願いします。
- (3) 講義受講中は、休憩時間を除き、携帯電話・スマートフォン等の使用を禁止します。緊急の連絡が必要な場合は、事前に使用の許可を実施主体まで申し出てください。
- (4) 次に該当する者は、受講を取り消しますので、ご注意ください。
 - ①講義の秩序を乱してその実施を妨げ、実施主体側の注意にも従わない者
 - ②学習意欲が著しく欠け、実施主体側の再三の注意にも関わらず改善されない者
(例) 学習意欲が著しく欠ける場合を例示します。
 - A. 居眠り、おしゃべりをする。
 - B. 携帯電話・スマートフォン等の使用を続ける。
 - C. 講義中に電話で抜け出す。
 - D. 演習の際、その演習に参加しようとししない。
 - E. やる気がないと公言する。
- (5) 台風等による研修の取扱いについて、当協会ホームページへ掲載いたしますので各自ご確認ください。措置などについては、事務局より改めてご連絡いたします。
- (6) 当協会オンライン研修受講者利用規程について、申込前に必ずご確認ください。申込時点で、本規程に同意したものとして受付いたします。

【オンライン研修受講者利用規程】 <https://www.okicare.jp/node/584>

14. 個人情報の取り扱いについて

受講申込書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し適切に管理いたします。

15. 実施主体・問合せ先 < 受付 平日 9:00~17:00 >

※質問は fax または E-mail のみにて受付し、電話でのお問い合わせには応じかねますので、ご理解とご協力のほどお願いします。

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 事務局 (※沖縄県より研修運営を受託)

〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター内

TEL : 098-887-4833 FAX : 098-887-4834 E-mail : 2-1senmon@okicare.jp

16. 申込・受講に関する Q&A

| No | Q&A | 内容 |
|----|-----|---|
| 1 | Q | Zoom を活用したオンライン研修とはどのようなものですか？ |
| | A | オンライン研修とは、インターネット環境を通じて研修をオンライン上で実施することを意味します。研修会場に集まることなく、「Zoom ミーティング(以下「Zoom」という。)」というツールを活用し、受講者が自宅などそれぞれの場所から参加することが可能です。 |
| 2 | Q | オンライン研修とのことですが、何を準備すればよいですか。 |
| | A | <u>パソコン(※推奨)及びインターネット環境</u> をご準備いただく必要があります。ただし、パソコンを準備できない場合は、タブレット又はスマートフォンによる受講も可能です。なお、パソコン、タブレット又はスマートフォンについては、カメラ機能及び音声機能がついているものをご準備ください。 今年度中にどうしても資格を取得する必要がある方につきましては、職場又は知人やレンタルショップ等によりパソコン等をお借りすることもご検討下さい。(※レンタル費用は自己負担となります。)なお、本会においては、機器の貸し出しは行っていません。 ※通信料は、受講者負担とさせていただきます。ご使用の端末のご契約内容等にてご確認ください。 |

| No | Q&A | 内容 |
|----|-----|---|
| 3 | Q | パソコンで受講したいと考えていますが、パソコンを持っていません。 |
| | A | オンライン研修においては、パソコンをご準備いただく必要があります。ただし、パソコンを準備できない場合は、タブレット又はスマートフォンによる受講も可能です。 ※通信料は、受講者負担とさせていただきます。ご使用の端末のご契約内容等にてご確認ください。 |
| 4 | Q | パソコンやタブレットを持っていないため、スマートフォンでの受講を検討しています。スマートフォンでの受講は何か問題がありますか。 |
| | A | パソコン及びタブレットの準備ができない場合は、スマートフォンによる受講も可能です。しかし、以下に記載する問題が発生する可能性があります。 トラブルなく、円滑に研修へ参加していただけるよう、 可能な限りパソコンでの受講を推奨します。 ○スマートフォンでの受講により想定される問題 ・画面が小さいため、見えづらい。長時間使用すると目が疲れる。 ・長時間使用によるスマートフォンの機能の限界 (例)長時間使用により機器が熱をもつ、研修中に充電が著しく減る、充電が追いつかない等。 ・研修途中、通信環境が不安定になり、入室ができなくなる。 (その際は、再度、Zoom に再入室してもらうことになります。ただし、パソコン使用時においても、通信環境が不安定な場合は落ちてしまうことがあります。) ・パソコンでは、受講者の顔が最大 25 名迄表示されるが、スマートフォンでは、4 名しか表示されないため、人数が多い場合は、誰が話をしているのか把握しづらい。 ※通信料は、受講者負担とさせていただきます。ご使用の端末のご契約内容等にてご確認ください。 |
| 5 | Q | Zoom を操作したことがないので、オンライン研修を受講できるか不安です。 |
| | A | 研修開始前に、Zoom アプリのダウンロード及び操作方法等が記載されたマニュアルの配布、もしくは、オンライン上において操作説明の場を設ける予定です。 |
| 6 | Q | 現在、介護支援専門員として従事していませんが、専門研修課程Ⅱの申込対象となりますか？ |
| | A | 対象となります。ただし、実践事例の提出が必須となるため、以前勤務していた事業所等の許可を得たうえで、実践事例の提出をお願いします。 |
| 7 | Q | 「8. 受講者の決定について」(2)において、「(例2)今後、管理者として配置される予定がある。もしくは、現在、管理者として配置されている。」とありますが、どうしてですか。 |
| | A | 令和 3 年 4 月 1 日以降、「新たに居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても、主任介護支援専門員であることとする。」とされました。主任介護支援専門員となるためには、専任の介護支援専門員として5年以上の実務経験のほか、「専門研修課程Ⅰ」及び「専門研修課程Ⅱ」を修了する必要があるため、受講決定の条件のひとつとして加えています。 《参照:介護保険最新情報 Vol843》 |
| 8 | Q | 介護支援専門員証の有効期間が令和 2 年 3 月 31 日以前となっております。特例措置の対象となりますか。 |
| | A | 特例措置対象者は、令和2年度において、介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)或いは主任介護支援専門員更新研修を受講予定だった者で、令和2年4月1日から令和4年3月 31 日までに介護支援専門員等の有効期間が満了する者です。よって、特例措置の対象ではありません。介護支援専門員証の有効期間が過ぎていますので、介護支援専門員として従事することはできません。再度、介護支援専門員証の交付を受けるためには、有効期間が過ぎた者を対象とした「再研修」を受講し修了する必要があります。 |

| No | Q&A | 内容 |
|----|-----|---|
| 9 | Q | 介護支援専門員証の有効期間が、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間にあります。特例措置の対象となりますか。 |
| | A | 特例措置対象者は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに有効期間が満了する者となっています。よって、特例措置の対象ではありません。令和3年度に専門研修課程Ⅱを受講し修了することをご検討下さい。 ■受講申込にあたり、「3年以上の実務経験」は不要です。但し、「実践事例」の提出が必要となります。 |
| 10 | Q | 介護支援専門員証の有効期間が、令和5年1月1日以降となっております。 |
| | A | 特例措置対象者は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに有効期間が満了する者となっています。よって、特例措置の対象ではありません。令和4年度までに専門研修課程Ⅱを受講し修了することをご検討下さい。 ■この場合、令和3年度にて申込する際には、「3年以上の実務経験」及び「実践事例」の提出が必要となります。「2.対象者」をご確認ください。 |

【重要！！以下、必ずご確認ください。】

○特例措置対象者とは？

令和2年度において、介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)或いは主任介護支援専門員更新研修を受講予定だった者で、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに介護支援専門員等の有効期間が満了する者。

※従いまして、例えば、専門研修(専門研修課程Ⅱ)や更新研修(実務未経験者向け)を受講し更新する予定だった者は特例措置の対象となりません。つきましては、本特例措置の取扱いについて、取違えることのないよう、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

特例措置については、(別紙4-1)及び(別紙4-2)をご確認ください。

《注意》令和元年度までに、更新のための研修を修了している者(更新手続きを行うことが可能な者)は、特例措置の対象となりません。よって、既に研修を修了されている者については、通常通り、更新手続きを行っていただくようお願いいたします。有効期間満了後は、更新ができなくなりますのでご注意ください。